平成２４年（フ）第９１３５号
千葉県香取市沢1767
破産者　加藤　壮一
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５５号
東京都板橋区向原２丁目10―５―201
破産者　内藤　幸男
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１５９号
東京都荒川区町屋５丁目15番21―102
破産者　西村　治久
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１６８号
東京都江東区三好３丁目２―25―301
破産者　市村　芳枝
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１６９号
東京都江東区三好３丁目２―25―301
破産者　市村　正明
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１７０号
東京都江東区三好３丁目２―25―301
破産者　市村　節子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１７７号
東京都江戸川区北小岩６丁目45―３　コーポしんの８―２
破産者　植竹真由美
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１８５号
東京都足立区西新井３丁目16―５―901
破産者　黒田　光男
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１８９号
神奈川県横浜市西区戸部本町50―17―1003
破産者　寺田　光広
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１９０号
東京都江戸川区西葛西３丁目14―15―610
破産者　河田　慎弥
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２０４号
千葉県松戸市新作1339―４
破産者　中日イベント協同組合こと　戸部　真弓
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２０７号
東京都豊島区千早１丁目23―13―101
破産者　本田　隆夫
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３０号
埼玉県新座市畑中３丁目３―１―407
破産者　高橋　雅美
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４１号
東京都文京区千駄木５丁目17―３―326
破産者　宇田由美子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２８９号
東京都豊島区南長崎４丁目16―16―103
破産者　小高　金矢
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２９９号
東京都昭島市拝島町３―10―４―503、住民票上の住所東京都昭島市緑町４丁目16―32―101
破産者　山田　幸子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３３９号
神奈川県川崎市川崎区砂子２丁目８―１―1408
破産者　豊田　哲矢
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４３号
神奈川県川崎市中原区下小田中５丁目13―35―401
破産者　吉原　浩司
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４４号
神奈川県川崎市中原区下小田中５丁目13―35―401
破産者　吉原　智美
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４５号
神奈川県平塚市豊原町13―13―201
破産者　鎌田　民江
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９３号
東京都世田谷区千歳台１丁目10―２―102
破産者　守光ひろみ
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４０７号
東京都港区高輪２丁目５―16―101
破産者　森安マリオ（旧名万里鷹）
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部